

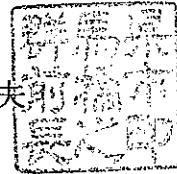
前橋市告示第531号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、別記調書のとおり廃置分合に伴い勢多郡富士見村から前橋市に編入される大字の区域をもって町区域を設定するので、同条第2項の規定により告示します。

この処分の効力は、平成21年5月5日から生じます。

平成20年12月16日

前橋市長 高 木 政 夫



別記

調 書

廃置分合前の名称		廃置分合後の名称	
勢多郡 富士見 村	大 字 田 島	前橋市	富 士 見 町 田 島 (ふじみまちたじま)
	大 字 引 田		富 士 見 町 引 田 (ふじみまちひきだ)
	大 字 横 室		富 士 見 町 横 室 (ふじみまちよこむろ)
	大字原之郷		富士見町原之郷 (ふじみまちはらのごう)
	大 字 小 沢		富 士 見 町 小 沢 (ふじみまちおざわ)
	大 字 米 野		富 士 見 町 米 野 (ふじみまちこめの)
	大 字 時 沢		富 士 見 町 時 沢 (ふじみまちときざわ)
	大 字 小 暮		富 士 見 町 小 暮 (ふじみまちこぐれ)
	大 字 石 井		富 士 見 町 石 井 (ふじみまちいしい)
	大 字 漆 窪		富 士 見 町 漆 窪 (ふじみまちうるくぼ)
	大字市之木場		富士見町市之木場 (ふじみまちいちのきば)
	大 字 山 口		富 士 見 町 山 口 (ふじみまちやまぐち)
	大 字 皆 沢		富 士 見 町 皆 沢 (ふじみまちみなざわ)
	大字赤城山		富士見町赤城山 (ふじみまちあかぎさん)

注 上記の区域内の字区域は、廃止しない。